



東京都が「東京のしやれた街並みづくり推進条例」に則り常盤台一・二丁目地区が「街並み景観重点地区」に指定されてから足掛け4年目になりました。

昨年9月末に、皆様のご自宅のポストに「ときわ台景観ガイドライン」案に対する賛否表明のご案内を致しました。その後、11月・12月には、我々準備協議会のメンバーが主になり、常盤台一・二丁目町会（昭和11年に東武鉄道が分譲した地域）の住宅地域を中心に賛否表明の葉書の回収に伺わせていただきました。

お陰様で、直にはがきをお送り戴いた方を合わせ、592通のご回答葉書を回収させていただきました。

その結果、賛成 557通（94.1%） 反対 35通（5.9%）となっています。

ゼンリンの住宅地図からGIS（地理情報システム）ソフトを使って賛成者の面積比を解析いたしました。

ご賛成者方の面積比率は	指定された地区に対して	44.8%	
	一・二丁目町会の範囲に対して	51.4%	
	一丁目に対して	45.9%	
	二丁目に対して	43.2%	となっています。

ご賛成者の面積比率が三分の二を超える地番は

一丁目：3・7・8・9・11・14・15・16・21・24・25・27・28・32

二丁目：3・12・13・18・19・21

ご賛成者の面積比率が二分の一を超える地番は

一丁目：10・18・20・26・30

二丁目：10・11・14・16・17・24・26 です。

多くの皆様にご賛成をいただき、有難うございました。これからも回収に伺いますので宜しくお願い致します。

駅前商業地域については、戦前に常盤台住宅地を分譲され、我々の街の始まりである「ときわ台駅」の地権者である東武鉄道・この街の象徴である駅前ロータリーに面して広い土地の地権者である三井住友銀行・りそな銀行に昨秋より賛成の表明をお願いしております。商店街の個々人の皆様にもご賛同の意思を仰ぐようにしたいと思っています。ご協力のほどお願い致します。

「ときわ台景観ガイドライン」の知事による承認作業と平行して、ガイドラインの運営に当たり、現在承認申請に必要なNPO法人の設立準備の作業に入っております。

又、条例上は地番毎に、地権者の三分の二賛成者の確定を、登記簿上でしなくてはなりません。東京都や板橋区のご協力をいただきながら作業を進めていきますが、相当な時間が必要と思われます。1日も早く「ときわ台景観ガイドライン」が運営されるようにしたいと思っています。

ここでもう一度、「ときわ台景観ガイドライン」についての運用の概略を、Q & A形式でお知らせしたいと思います。

Q:「ときわ台景観ガイドライン」の運用はどうなるのですか？

A:「ときわ台景観ガイドライン」が東京都に承認されますと、ご賛成者が三分の二以上の地番（地域）ではガイドラインの用途地域毎の基準を守っていただく事になります。ご賛成者が三分の二に達しない地番（地域）ではガイドラインの全域での方針を守っていただく事になります。その結果常盤台一・二丁目地区が景観に配慮され緑豊で、街並みの調和がとれ安全な街として維持・増進されると思います。




Q:「ときわ台景観ガイドライン」の管理運用の主体はどこですか？

A:現在設立準備をしておりますNPO法人「ときわ台しゃれ街協議会」がガイドラインに沿って管理運用いたします。

— 地図による色分け — 地番単位

2006. 12. 25. 現在



- 凡例：
-  賛成者の面積比率が三分の二を超える地番
 -  賛成者の面積比率が二分の一を超える地番
 -  賛成者の面積比率が三分の一を超える地番

手違い等でまだ賛否表明がお済でない方はご連絡ください。必要用紙をお届けいたします。

今後とも皆様のご理解とご協力をお願い致します。

配布もれのある方、ご意見のある方は、編集委員野崎まで（3558-2849）お問い合わせ下さい。

ホームページ : <http://www.geocities.jp/sharemachi/>

メールアドレス : sharemachi@hotmail.com